

第3編 基本計画

第3章 開かれたふれあいのまち

3－6 交流と調和のまちづくり

3－7 健全で開かれたまちづくり

3-7-1. 市民と行政の協働

● 現況と課題

○地域との連携

地域の活性化は、市民と行政と協働して達成されるものです。市では、地域審議会や市政懇談会などを開催し、各種計画の説明や進捗状況の報告などを積極的に実施しています。今後も市民と市政との信頼と責任あるパートナーシップを構築して、市民の意見や要望に基づく市民主体の地域づくりを推進するため、市民や自治会、各種団体などとの連携が一層重要視されます。

○広報・広聴

市の出来事、お知らせなど各地域の相互理解を深める市の広報番組「むすんで！なんと」の放送や「広報なんと」の発行、ホームページの運営などを手掛けています。また、市長への手紙や市政懇談会、市政バス運行など市民からの意見や要望を直接聞く広聴活動も行っています。今後も様々な媒体や新たな手法も取り入れ、市民の意向を反映した施策を展開することが求められています。

○情報公開

各行政センターに情報公開コーナーを設置し、行政情報を提供するとともに、情報公開用目録を配備し、情報公開請求の利便性を高めています。また、個人情報保護条例を制定し、個人情報の適正管理に努めるとともに、開示請求等の手続を定めています。今後は、公開情報の更なる充実が求められています。

○行政サービス

市民の視点に立った行政サービスの充実に心がけていますが、利用者に対してワンストップでの対応が困難な場面も見られます。今後は、行政センターと担当課等の連携を一層進め、更なる行政サービスの向上に努める必要があります。



市民の声

- ・地域審議会に若者を
- ・元気が出るような番組の制作を
- ・情報公開コーナーの公開文書が少なく、また利用しづらい場所にある
- ・分庁舎方式のため要求に対して迅速な対応がしてもらえない場合がある

※パートナーシップ

対等な関係で市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、自主的な行動に基づいて補完し協力しあうこと。

※パブリックコメント

事前に案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集すること。

※閲覧者数

過去 60 分間にこのサイトにアクセスしておらず、あらたにこのサイトを閲覧した訪問者の数。

● 施策の展開方針

目指すべき姿

市民と行政のパートナーシップ※を構築し、市民の意見や要望を反映したまちづくりを目指します。

市民と行政の協働

自治組織との連携

- ・地縁団体設立の促進とコミュニティの育成強化
- ・地域審議会との連携強化
- ・市民の参画による協働のまちづくりの推進

広報・広聴活動の充実

- ・広報紙などの媒体を活用した行政情報の提供
- ・広聴活動による市民の意見・要望等を市政に反映
- ・市民と行政が協働のまちづくり施策を展開
- ・パブリックコメント※による市民の市政への参画の推進

情報公開の推進

- ・積極的な情報公開の実施による透明で開かれた市政の推進

行政サービスの向上

- ・窓口対応の迅速化（ワンストップサービス化）
- ・職員研修の実施による資質の向上

● 主な指標（目標値）

指 標	単位	現状	目標値		備 考
			H17	H23	
地縁団体登録数(再掲)	団体	97	120	180	
ホームページ閲覧者数(再掲)	人	329,185	500,000	700,000	



3-7-2. 行政の効率化

● 現況と課題

○広域行政

市町村合併が推進され、地方行政制度のあり方が再構築されている中で、都道府県を超えた道州制の論議も本格化しています。今後は、これまでの枠に捉われず、地域の特性を活かしスケールメリットを考慮し、市域や圏域を越えた行政サービスの実施や近隣自治体などの連携、さらには市の個性がより際立つ施策の展開が求められています。

○行政改革

簡素で効率的な行政運営を推進するため、市民の代表者や学識経験者からなる砺波市行政改革懇談会を設置し、行政改革大綱や職員の定員適正化計画を策定しました。今後は、これらを基に着実に行政改革を推進していきます。

○人材の育成

これから時代の変化に的確に対応するため、富山県や自治大学校での職員養成研修などによる職員のスキルアップに努めています。今後も継続的な職員研修を重ね、市民ニーズへの対応能力や職務遂行能力を高めています。

○行政評価

行政改革推進の一環として行政評価システム※の導入を図り、公共事業や行政サービスの提供にかかるコストの検証や事業の優先化など、今後の行政運営に反映させていくことが求められています。

○電算システム

全国にもさきがけて情報通信技術を取り入れたコンピュータネットワークを構築しています。今後もG I S※など新たな情報システムの活用などによる事務事業の迅速化を図っていきます。



砺波広域消防本部見学

市民の声

- ・行政改革の推進
- ・職員資質の向上
- ・オープンで分かり易い行政運営

● 施策の展開方針

目指すべき姿

効率的な行政運営と効果的な市民サービスを目指します。

行政の効率化

総合計画の推進

- ・基本構想、基本計画及び実施計画に基づく事業の進捗管理
- ・各種計画との調整

広域行政の推進

- ・市域を越えた効率的な行政サービスの展開
- ・圏域を越えた戦略的な交流の推進

行政改革の推進

- ・市民ニーズの変化に対応した市民サービスの提供
- ・行政評価システムの構築
- ・職員の意識改革による積極的な行政改革への取り組み
- ・市民の自主的・主体的なまちづくり事業の促進
- ・アウトソーシング(業務外部委託)の活用

人材の育成

- ・職員研修の充実及び職員の自己啓発による資質の向上
- ・人材の確保

電算システムの推進

- ・新たなシステムの導入による効率的な行政の推進

● 主な指標（目標値）

指 標	単位	現状			備 考
		H17	H23	H28	
経費節減効果額	百万円	0	661	-	
職員数 (病院事業会計職員を除く)	人数	848	749	647 (H27)	H27年度までに 200人以上の削減

※行政評価システム

行政が実施する事務事業や施策について、その実施状況や成果の評価を行い、必要性や有効性等を分析する組織の経営管理手法の一つ。

※G I S

地理情報、位置や空間に関するデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示できる高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

3-7-3. 財政の健全化

● 現況と課題

○財政運営

多様化する市民ニーズや増大する行政需要に適切に対応するため、持続可能な財政運営が求められています。今後は、中長期的展望に立った財政計画を策定し、事務事業の効果や緊急性度、優先度を勘案した、ハード・ソフト両面にわたってバランスのとれた施策選択、限られた財源の重点的かつ効率的な配分が求められています。

○市有財産

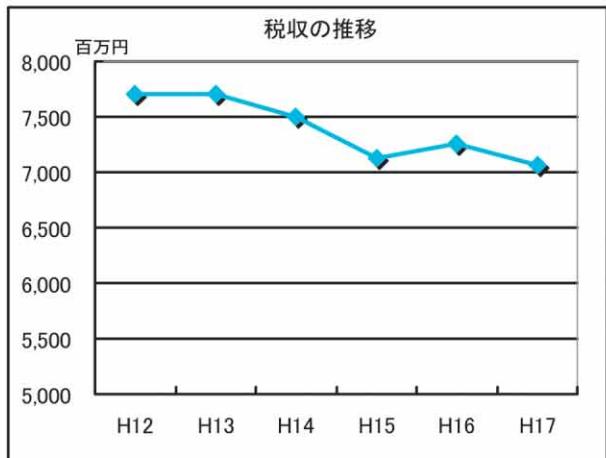
市有財産の貸付による財産収入の確保や、未利用の財産の売却を進めています。今後は、指定管理者への委託や行政財産から普通財産への移行整理などを進め、財産の効率的な維持管理を進めていく必要があります。

市民の声

- ・合併の効果を活かした、経費の節減と財政の健全化
- ・施設の統廃合による行政のスリム化

○税収の確保

厳しさを増す地方財政において税源移譲が行われる中、適正な課税と収納が重要となっています。特に口座振替など利便性の高い納付方法を推進し、安定的な自主財源の確保を図っていきます。



(資料：財政課)

● 施策の展開方針

目指すべき姿

将来を見据えた健全な財政基盤を確立し、市政の持続的な発展を目指します。

財政の健全化

計画的な財政運営

- ・市債の新規発行の抑制、繰上償還の実施による市債残高の縮減
- ・限られた財源の中での効率的な予算の執行
- ・自主財源の安定的確保と経常経費の節減
- ・弾力性のある財政運営の実行

市有財産の適正管理

- ・市有財産の台帳のデータベース化による財産区分の明確化
- ・指定管理者制度導入による効率化と市民サービスの向上

市有財産の整理処分

- ・未利用資産の情報の提供
- ・財産整理による維持経費の削減や使用料収入の確保

自主財源の確保

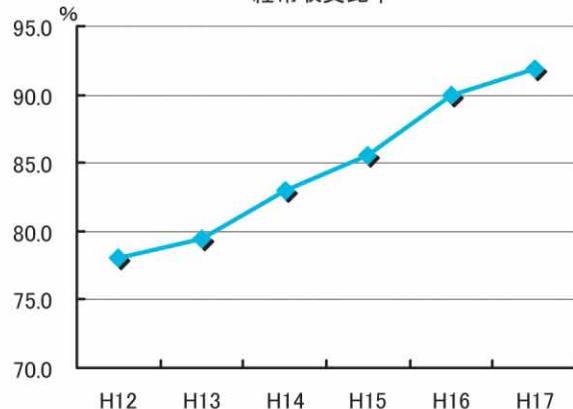
- ・市民の納税意識の高揚
- ・納税方法の利便性を図り収納率の向上

● 主な指標（目標値）

指 標	単位	現状	目標値		備 考
		H17	H23	H28	
経常収支比率*	%	91.9	91.0	90.0	県:87.0 国:90.4
実質公債費比率* (3ヶ年平均)	%	17.2	19.0	17.9	県:16.1
起債制限比率* (3ヶ年平均)	%	11.0	10.8	10.6	県:11.1 国:10.2
財政力指数 (3ヶ年平均)	%	38.3	43.0	45.0	
市普通財産 (山林を除く土地の総面積)	千m ²	275	265	257	
滞納整理による収納率(過年度分)	%	16.9	18.0	20.0	

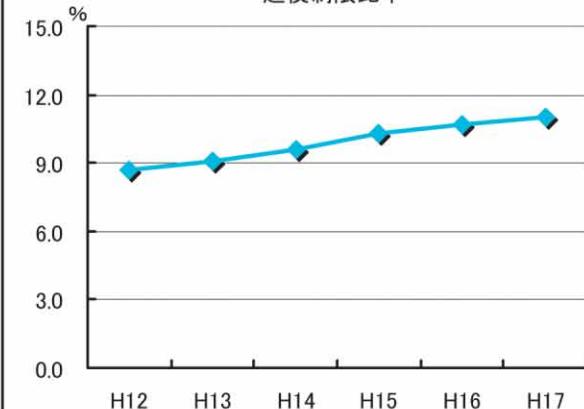
※県はH17、国はH16データ

経常収支比率



(資料：財政課)

起債制限比率



(資料：財政課)

※経常収支比率

地方自治体の財政の弾力性を示す指標。経常的支出に充てられた経常一般財源がどの程度の割合になるか、また経常一般財源の残余はどの程度になるかをつかむための指標。

※実質公債費比率

自治体収入に対する地方債返済額の比率。18%以上になると、新たに地方債を発行する際、財政運営計画を立てて国や都道府県の許可が必要となる。25%以上の団体は、地域活性化事業などの単独事業に係る地方債が制限される。

※起債制限比率

起債制限比率が20%を超えると一般単独事業債と厚生福祉施設事業債の発行が認められなくなり、30%を超えると一般事業債の発行が認められなくなる。(平成17年度まで適用)